

令和2年4月30日

(給食費) 保護者 各位

神 栖 市 長 石 田 進
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休園措置等による給食費の取扱いについて

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由とした休園措置または登園自粛要請等に応じた欠席の際の公立施設の**給食費の減額の取扱い**につきまして、登園自粛要請期間が5月7日(木)から5月31日(日)に延長しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 減額の適用期間(登園自粛要請期間)

令和2年3月2日(月)～令和2年5月31日(日)

※ 欠席について理由は問いません。(土曜日や臨時休園の日も含まれます。)

2 減額対象者

公立施設の3～5歳児クラスに在籍している児童

3 給食費減額による還付金額の計算方法

給食を利用した日数に応じて日割り計算します。

大野原保育所 4,500円－(日額180円×利用日数)

土合こども園及び波崎こども園

1号・・・3,600円－(日額190円×利用日数)

2号・・・5,500円－(日額230円×利用日数)

4 還付(返金)方法について

給食費減額のための手続きは不要です。給食費は一旦徴収し、減額分については、還付(返金)または今後の給食費に充当します。さらに減額の適用期間が延長される場合には、ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先 神栖市子育て支援課 TEL0299-90-1206